

カーボン・クレジット取引に関する 金融インフラのあり方等に係る検討会 (第6回)

事務局資料

令和7年4月11日

今後の進め方

- これまでの議論で投資家保護の観点から様々な論点が指摘されたことや、IOSCO、米国及び英国においてカーボン・クレジット取引の透明性・健全性向上に係るハイレベルな提言・原則が示されている例も踏まえ、我が国におけるハイレベルな原則の策定に繋げることを見据えつつ、投資家保護を促進する上での重要な論点を整理する形で取りまとめることとしてはどうか。

取りまとめに際しての考慮事項

- **本検討会の目的**：「カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から、カーボン・クレジットに係る取引インフラと市場慣行のあり方について実務的・専門的観点から検討し、初期的論点を議論していくこと」とされている。
- **国際的な議論状況**：IOSCO報告書が、カーボン・クレジット市場についても（他の金融市場同様に）取引の透明性・健全性（Financial Integrity）が重要であるとして、21のグッドプラクティスを提示。米国及び英国もIntegrityの観点からハイレベルな原則を提示している。
- **検討会でのこれまでの議論**：クレジットの種類の多様さ・複雑さを踏まえて販売時に適切な説明を励行する必要性、クレジットの量と品質の確保、評価機関の信頼性の確保、取引の標準化の必要性、国際的な議論との平仄に配慮する必要性等につき指摘があった。
- **現時点で提示し得る内容**：カーボン・クレジット市場が黎明期であり、今後も市場参加者の拡大・多様化が続く可能性が考えられること等を踏まえると、現段階では、厳格な取引規制の導入や詳細な行動規範の策定に係る方向性を強く打ち出すことは時期尚早との見方もある。

今後のスケジュール

2025年4月：「報告書」素案

5～6月：「報告書」取りまとめ

取りまとめの方向性

- **カーボン・クレジット**は、脱炭素の取組にインセンティブ付けをする等、2050年**カーボンニュートラル実現において重要な役割を担う**ことが期待されており、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働を契機として、より一層の**取引の拡大・多様化**が見込まれる。こうした状況の下、他の金融資産同様、**カーボン・クレジット取引の健全な発展のためには、その透明性・健全性（Financial Integrity）の向上による投資家保護の確保**が重要。
- 上記観点から、本検討会で把握された足許のカーボン・クレジットの取引実態・取引インフラ等を踏まえ、**取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理**するもの。

I. 足許の取引に係るストックテイクの成果

大手金融機関、地域金融機関、仲介業者、テック系企業、取引所・マーケットプレイス、海外の投資家・評価機関等の実態・事例

II. 論点整理の骨子

1. 取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項

- ✓ 適切な情報開示、利益相反の防止、関係法令の遵守
- ✓ 取引参加者の知識・経験等の適格性
- ✓ 円滑且つ健全な市場形成に向けた実務の創意工夫・関係者間の連携
- ✓ 法的性質・会計上の位置付け

2. 取引仲介者・クレジット売主に関する事項

- ✓ 顧客属性等に応じた適切な商品説明・販売
- ✓ 顧客本位の業務運営の確保
- ✓ 取引仲介者におけるリスク管理

3. 取引所・取引インフラに関する事項

- ✓ 登録簿の正確性の確保、公正な市場アクセス・取引の確保
- ✓ 取引所・決済インフラのリスク管理
- ✓ 取引の標準化（データ、契約書、商品設計等）
- ✓ デリバティブ取引に係る留意事項
- ✓ クレジット評価機関の透明性・公平性

4. クレジット買主に関する事項

- ✓ クレジット評価や保険サービスの活用のあり方
- ✓ カーボン・オフセットに係る開示のあり方（クレジットの性質等）
- ✓ 利用者の気候戦略におけるクレジットの位置付け